

令和 5 年度 第 1 回
焼津市青少年問題協議会
資 料

令和 5 年 6 月 22 日 (木) 午前 10 時～
於：焼津市役所 会議室 1B

令和5年度 青少年健全育成推進方針

近年、青少年を取り巻く環境は、少子化・核家族化や情報化社会の進展により、大きく変貌しており、家庭の教育力の低下、家庭と地域とのつながり、人と人とのつながりの希薄化が指摘されています。

加えて、インターネットやスマートフォンが日常生活に浸透したことにより、有害情報に接する危険性が増大したり、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）によるコミュニケーションをきっかけとした犯罪に巻き込まれることを懸念するところです。

また、いじめ、暴力行為、不登校、ひきこもり、非行行為、ニート等青少年に関する問題は多様化、深刻化してきています。

さらに、コロナ禍による活動制限や学校行事の中止などの様々な制約から、青少年の間で必要な経験が得にくい環境であったことから、人間関係への不安や閉塞感、孤立感を抱えている青少年も多く、健やかな成長に影響を与えています。

こうした状況の中、次代を担う青少年を心身ともに健全に育むため、家庭、地域、学校が協同し、青少年を温かく支え育てることが求められます。

そこで、焼津市青少年問題協議会では、委員と委員が所属する団体及び事務局などにおいて、青少年を取り巻く状況を把握し、指導、育成、保護及び矯正に関して互いに連絡調整し、情報交換をしながら、青少年健全育成を推進していきます。

焼津市青少年問題協議会

【報告事項】

資料 1

「令和4年度青少年健全育成の取り組みについて」

スマイルライフ推進課、子ども支援課

期日	事業概要
6月17日（金）	「焼津市青少年健全育成市民会議」開催 会場 焼津市役所 会議室1B 内容 令和3年度事業報告・収支決算 令和4年度事業計画・収支予算 市民会議活動事業補助金について
6月22日（水）	「第1回焼津市青少年問題協議会」 会場 焼津市役所 会議室1B 内容 令和3年度青少年健全育成の取組みについて（報告事項） 令和4年度青少年健全育成の活動について（協議事項）
7月7日（木）	「令和4年度焼津市子ども・若者支援地域協議会代表者会議」開催 会場 焼津市役所 会議室7A 内容 委員委嘱ほか 令和3年度事業報告について 令和4年度事業計画について 各団体事例発表
7月1日～ 7月31日	「夏に青少年をまもり育てる運動」実施 青少年の規範意識の醸成や社会環境の浄化に向けた諸施策・諸活動を集中的に実施する。 ・7月1日～7月31日 「静岡県青少年の非行・被害防止強調月間」の啓発活動 懸垂幕の掲揚（大井川庁舎） 「町ぐるみ みんなの力で 非行の防止」 本庁舎2階 デジタルサイネージでの画像放映 「強調月間の広報、青少年声掛け運動参加者の募集」 ・7月1日（金） 青少年非行防止街頭キャンペーン 市内スーパー・マーケット3店舗（イオン焼津店、ユニーピアゴ大覚寺店、マックスバリュグランリバーダイ井川店）にて啓発活動実施 焼津市・焼津市教育委員会・焼津市青少年問題協議会ほか ・7月15日（金） 県内一斉夏季少年補導・市内立入調査実施（市内10地区） 大雨注意報・雷注意報の発令に伴い中止

期日	事業概要
9月～2月	「平成4年度焼津市明るい街づくり推進事業」 市内13地区で実施 (第1～第5自治会、大村・豊田・小川・東益津・大富・和田・港・大井川地区)
12月16日(金)	県内一斉冬季少年補導実施(市内10地区) 青少年を取り巻く社会環境実態調査実施 焼津市・焼津市教育委員会・焼津市補導員・焼津警察署ほか
2月3日(金)	「第2回焼津市青少年問題協議会」 会場 焼津市消防防災センター 4階 多目的ホール 内容 令和4年度青少年健全育成の取組みについて(報告事項) 令和5年度青少年健全育成の活動方針について (協議事項)
2月8日(水)	「令和4年度焼津市子ども・若者支援地域協議会実務者会議」開催 会場 焼津市役所 会議室6A 内容 各構成機関等における子ども・若者(15歳から40歳未満) への関わりについて(情報交換) 最近の雇用情勢(ハローワーク焼津)

◎通年活動

- ・街頭補導…各10地区補導員140人 < P3 資料2 >
(焼津市内ゲームセンター等遊技場・海岸・公園などの巡回、有害図書類自動販売機類設置状況調査)
- ・青少年教育相談業務…相談員2人 < P4 資料3 >
(情緒・性格、不登校やいじめ等に関する電話・面接・訪問相談)

令和4年度 街頭補導の実施状況について

資料2

焼津市青少年教育相談センター

【街頭補導活動】

① 地区補導活動

計 140 人の補導員が市内 10 地区に分かれ、地区内の小中学校周辺や公園、コンビニ、大型店舗等の巡回補導を、各地区月 4 回程度(19 時～21 時)実施した。
 (8 月 9 月は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い活動を中止)

② 一斉補導活動（夏季・冬季）

警察官・補導員・市職員が合同で、県下一斉少年補導を実施した。
 (夏季は悪天候のため中止)

<補導実績>

年度	実施回数	参加者数	補導人数(声掛け件数)			
			帰宅指導	自転車 無灯火指導	その他	計
4	280回	1023人	392人	5人	0人	397人
3	223回	924人	354人	7人	4人	365人

<学識別内訳>

小学生	中学生	高校生	その他学生	学識別不明	計
21人	81人	274人	6人	15人	397人

<地区別内訳>

小学校地区	実施回数	参加者数	補導人数(声掛け件数)
焼津東・南地区	22回	81人	13人
焼津西地区	34回	98人	149人
豊田地区	31回	106人	82人
小川地区	26回	106人	19人
東益津地区	31回	103人	13人
大富地区	33回	110人	18人
和田地区	26回	118人	12人
港地区	23回	82人	5人
黒石地区	26回	101人	8人
大井川地区	28回	118人	78人
計	280回	1023人	397人

【環境浄化活動】

- ① 店舗立入調査（令和4年7月実施）／有害図書類の陳列方法の監視等
- ② 青少年を取り巻く社会環境の実態調査（令和4年12月実施）／書店・コンビニ・レンタルビデオ店・ゲームセンター等の巡回、実態把握等

[青少年を取り巻く社会環境の実態調査（令和4年12月現在）]

営業種別	店舗数	対前年
書店	9	
コンビニエンスストア	57	
がん具（有害がん具）	2	▲3
カラオケボックス	1	
ゲームセンター	2	▲4
レンタルビデオ・DVD取扱店	4	
インターネットカフェ	1	
携帯電話販売店	13	

令和4年度 青少年教育相談活動のまとめ

資料3

焼津市青少年教育相談センター

◎焼津市青少年教育相談センターの役割

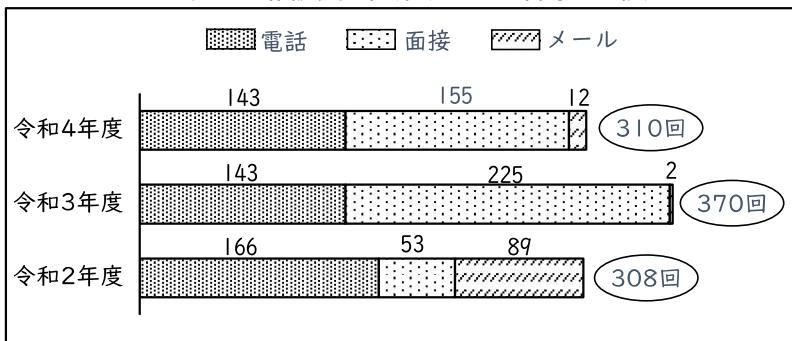
幼児から高校生年代、さらに上の20歳代の青少年の悩み相談及び子育てに悩む保護者の相談等に応じている。相談内容は、不登校、引きこもり、問題行動、しつけ、学業・進路、人間関係など。

○集計結果より

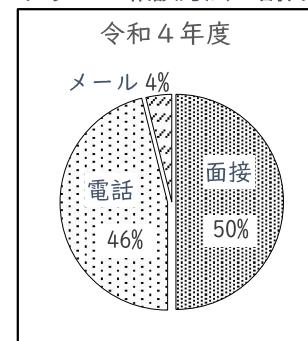
1 電話・面接・メールによる相談受理回数から

- ア 年間の回数は310回で、令和3年度の370回より減少した。平成30年度には631回だったので、ここ数年は少ない状態で推移していると言える。3年度から4年度の減少は、以前から頻繁に受理している成人男性の相談(199→148回)と成人女性の相談(108→81回)が主な要因である。
- イ 相談方法別では、面接155回(50%)、電話143回(46%)、メール12回(4%)で、面接による相談が最も多くなっている。メールによる相談については少ない状態で推移しているが、新規の相談で使われることが多い。

グラフ1 相談受理回数(過去3年間の比較)



グラフ2 相談方法の割合



2 問題別状況

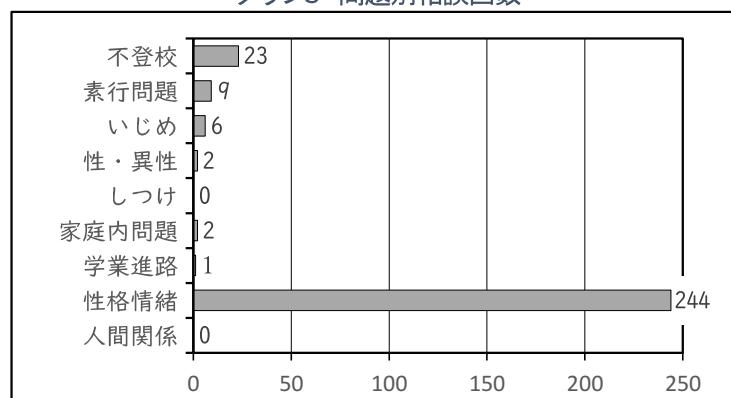
- ア 問題別の相談回数では「性格情緒」が多く、相談回数全体の79%を占めている。相談全体の約48%が、前述の成人男性(家業手伝い)による相談、約26%が前述の成人女性(無職)による相談である。

- イ 3年度は無かった「性・異性」と「家庭内問題」が、少数ではあるが4年度にはあった。「しつけ」については無い状態が続いている。

- ウ 「不登校」にかかる相談は23回で、令和3年度との比較では6回増加している。ここ数年の減少傾向から、増加に転じることになった。学校や関係機関の不登校への対応が充実してきたことで、青少年相談センターへの相談は減少してきたと思われていたのだが、不登校の児童生徒数そのものの増加傾向は継続しており、今後、さらに充実した対策が必要だと考えられる。

- エ 「いじめ」にかかる相談は6回(令和3年度1回、2年度2回)で、平成26年度の72回と比べると、大幅に少ない状態が続いている。平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」以降、各学校における未然防止や早期対応への取組が着実に進められている成果であると思われる。ただし、相談センターへの相談が少ないだけで、いじめ自体の発生を抑えることは難しく、特に学校の対応力の強

グラフ3 問題別相談回数



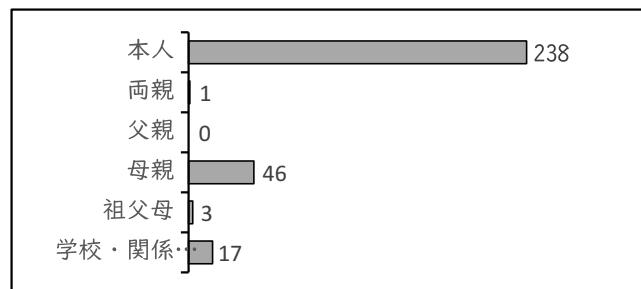
化が求められる。

オ グラフには示されていないが、学校の指導方針に対する不満や、成人のひきこもりなど、様々な相談も受け付けた。「こういうことの相談は、どこにすればよいか?」という、相談先についての相談などもあり、どのような相談にも丁寧に対応するよう心掛けてきた。

3 相談者別状況

- ア 相談者は「本人」が多数を占めているが、その9割以上が、特定の成人(前述)による相談であった。
- イ 本人の次に母親からの相談が多いが、長期にわたる継続の相談とはならなかった。
- ウ グラフにはないが、親戚や知人からの相談もある。回数は多くない。

グラフ4 相談者別回数

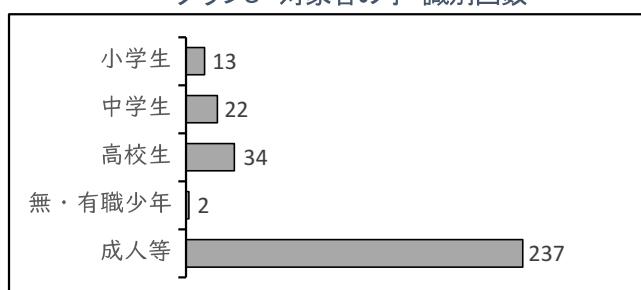


4 相談対象者、学・職別状況

ア 令和3年度と比べ、小学生、中学生を対象とする相談数に変化はなかったが、高校生を対象とする相談は増加(20→34回)した。高校生対象の相談者の多くは母親であり、相談先が分からず相談センターに連絡したというパターンが多い。学校がきちんと対応してくれるので、まずは学校に相談をとアドバイスしている。

イ 無職・有職少年の相談については、ここ数年かなり少ない状態で推移している。

グラフ5 対象者の学・識別回数



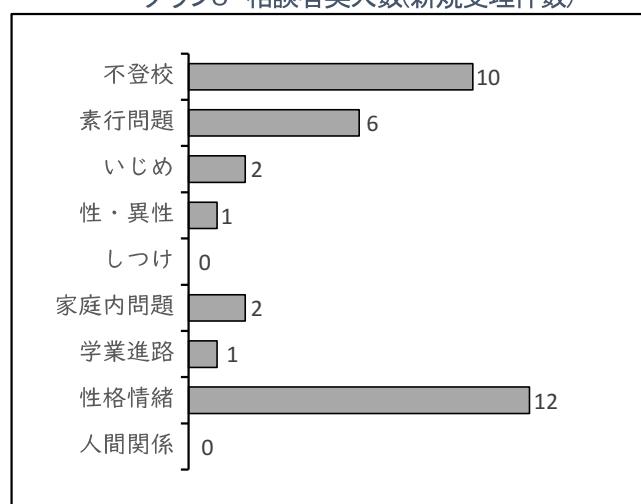
5 相談者実人数(新規相談)について

ア 実人数は令和3年度から4年度にかけて、33人から49人へと大きく増加している。困ったまま、悩んだままでいるのではなく、なんとか解決したいという意識が強く働いたと思われ、好ましいことと考えられる。

イ 「不登校」の新規相談数は、令和3年度よりやはり増加(7→10回)している。

ウ 電話相談やメール相談について、詳しく話を聞き取りながら対応を考えていくことが望ましいと思えるものについては、相談センター來ていたくことをお願いしている。直接話をしてることで、相談者が心の負担を軽くしている様子を見ることが多い、効果的だと判断できる。今後も、よりよい相談のあり方を求めていきたい。

グラフ6 相談者実人数(新規受理件数)



6 まとめとして

令和4年度の特徴としては、相談回数は前年度より減少したが、相談対象者の年齢がやや上がり、内容も多種多様となってきていることが挙げられる。特に、相談対象者が高校生となる相談が増加したことと、増加の度合いは大きくなかったが成人を対象とする相談をいくつか受け付けたことで、義務教育終了後の問題の広がりというものが見られる。離れて暮らす社会人の息子が、親の思うようにならないという相談を受けた。このような、親としての務めをしっかり果たそうと思うが故の相談も多い。子どもが

何歳になったとしても、親として子育てに試行錯誤し苦悩している様子が、相談者の言葉から伝わってくる。相談者の心情に寄り添い、ていねいに話を聴き、励ましの言葉を伝える。このような言葉かけで、問題や悩みがすぐに解決されるわけではないが、相談者の重く沈んだ心が少しでも軽くなったり、元気を取り戻したりしてもらえるように、今後も懇ろな対応に努めていきたい。

資料 4

小中学校の問題行動、不登校、いじめの状況について

1 小学校の状況

	問題行動件数	不登校人数	いじめ認知件数
令和 4 年度	198	162	225
令和 3 年度	175	125	159
令和 2 年度	73	78	38
令和元年度	106	95	79

(1) 問題行動

昨年度の問題行動の件数は 198 件で、前年の 175 件と比べて増加しています。主な問題行動の内容は、「生徒間暴力（R3:61 件→R4：84 件）」、「授業放棄（11 件→31 件）」、「器物破損（11 件→11 件）」、「その他の粗暴行為（悪口を言う、仲間外れにされる等）45 件→49 件」でした。

(2) 不登校

昨年度の不登校児童数（年間 30 日以上欠席）は 162 人。1 年生は 11 人。学年別経年変化を見ると、2 年生が 1 年生の時の 7 人から 9 人増の 16 人、3 年生が 2 年生の時の 13 人から 10 人増の 23 人、4 年生が 3 年生の時の 13 人から 10 人増の 23 人、5 年生が 4 年生の時の 24 人から 15 人増の 39 人、6 年生が 5 年生の時の 34 人から 16 人増の 50 人でした。

(3) いじめ

昨年度のいじめの報告件数は 225 件、前年の 159 件と比べれば増加しています。いじめのタイプで最も多いのは、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる(42%)」、「ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする (36%)」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする (29%)」でした。

2 中学校の状況

	問題行動件数	不登校人数	いじめ認知件数
令和4年度	342	222	183
令和3年度	335	193	224
令和2年度	170	164	37
令和元年度	146	148	65

(1) 問題行動

昨年度の問題行動の件数は342件で、前年の335件と比べて増加しています。主な問題行動の内容は、「生徒間暴力（R3：63件→R4：52件）」、「授業放棄（35件→43件）」、「携帯電話等の誹謗・中傷、ネットトラブル（30件→47件）」、「器物破損（10件→24件）」、「その他の粗暴行為（悪口を言う、仲間外れにされる等）82件→93件」でした。

(2) 不登校

昨年度の不登校生徒数は222人。学年別経年変化を見ると、中学1年生が小学6年生の時の34人から30人増の64人、2年生が1年生のときの40人から24人増の64人、3年生が2年生の時の87人から7人増の94人でした。

(3) いじめ

昨年度のいじめの報告件数は183件、前年の224件と比べれば減少しています。いじめのタイプで最も多いのは、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる（51%）」、「ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする（22%）」「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる（15%）」「いやなことをされたり、させられたりする（15%）」でした。

高等学校の状況について

1 令和4年度の地域高校生の状況

(1) 一般非行

地域全体で非行件数は減少傾向にあり、軽微な内容がほとんどである。コロナ禍により集団の非行も減少傾向が進んだようだが、5類移行後の予測はつかない。

(2) いじめ

重大事案の発生はないが、SNS 上の誹謗中傷は加害・被害の確定が困難でいじめと認定するのが難しく、指導に苦慮する場合が多い。また「いじめ」と区別が難しい「からかい」や「いじり」などの事案は日常的に見られる。各校でアンケート（実態調査）を実施し、早期発見・早期対応に努めている。

(3) 不登校

中学校時代に不登校を経験した生徒は校種や学力層に関係なく一定数存在し、増加傾向にある。近年は中学卒業時に全日制でなく、通信制への進学を選ぶ生徒の増加が顕著である。全日制に入学した後に改善が見られない場合は退学、又は通信制高校に転学する場合が多い。病気や経済的理由の他、年間30日以上の欠席者が各学年複数名在籍している。

2 令和4年度の健全育成の取組

(1) SNS 上のトラブル

入学当初に専門家を外部講師として招き、場合によっては保護者も対象として講話を実施するなど、啓発的な予防的指導を行っている。トラブルがあるたびに不適切事例として生徒に周知し、各学級等で指導している。「世界につながっている」「世界に発信している」という感覚に乏しく、安易安直な書き込み、個人が確定できる写真の投稿等の個人情報の流出が目立つ。今後、闇バイトや特殊詐欺等の重大犯罪に取り込まれるケースが懸念される。

(2) 相談体制・支援体制づくり

各校の相談室を中心に、養護教諭、臨床心理士資格取得教諭などの相談室スタッフ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談・支援体制を整えている。特別な支援や合理的な配慮を必要とする生徒は増加傾向にあり、外部専門機関との連携が不可欠である。公立高校は藤枝特別支援学校焼津分校と合同職員研修会等を実施し、連携を強化している。

(3) コロナ禍における行事

感染症対策を講じた上で可能な限り実施した。生徒の貴重な学習の機会、特に学習成果を発揮する機会の確保に努めた。文化祭、体験入学等の保護者や中学生など外部から多数の来場者のある行事については、来場制限を設けるなどして運営を工夫した。無観客文化祭、国内語学研修中止、海外修学旅行の国内研修地への変更、全校規模の一括集会・式典等の分割実施・リモート開催等の対策に苦心した。

3 指導上の課題・懸念事項

(1) 情報モラルの育成

GIGA スクール構想や情報通信機器導入を踏まえて、モラル教育の在り方を模索している。全面禁止や「預かり指導」ではなく、教科「情報」での情報モラル教育、スマホ安全教室の開催等により、正しい使い方を学ばせる方向で進めているが、社会の変化が速すぎて、浸透しているか、成果が上がっているかの判断は難しい。

(2) 生徒の心身の健康へのコロナの影響

教育実践において行った様々な制限や指導について、分析・対策・効果の検証を行い、次の感染症に備える必要がある。

(3) 社会の変化への対応

教員の働き方改革、教員不足、成年年齢引き下げ等、社会の変化への対応に苦慮する。

資料 6

【協議事項】

「令和 5 年度青少年健全育成の活動について」

スマイルライフ推進課、子ども支援課

期　　日	事　　業　　概　　要
6月 21 日 (水)	「焼津市青少年健全育成市民会議」開催 会場 焼津市役所 大会議室 1 B 内容 令和 4 年度事業報告・収支決算 令和 5 年度事業計画・収支予算 市民会議活動事業補助金について
6月 22 日 (木)	「令和 5 年度第 1 回焼津市青少年問題協議会」開催 会場 焼津市役所 大会議室 1 B 内容 令和 4 年度青少年健全育成の取組みについて 令和 5 年度青少年健全育成の活動について
7月 14 日 (金)	「令和 5 年度焼津市子ども・若者支援地域協議会代表者会議」開催 会場 焼津市役所 第 3 委員会室 内容 委員委嘱ほか 令和 4 年度事業報告について 令和 5 年度事業計画について
7月 1 日～ 7月 31 日	「夏に青少年をまもり育てる運動」実施 ・ 7月 1 日～7月 31 日 懸垂幕の掲揚 「町ぐるみ みんなの力で 非行の防止」 (於：大井川庁舎) デジタルサイネージでの情報発信 (於：本庁 1 階、 2 階) ・ 7月 3 日 (月) 午後 6 時から午後 6 時 30 分 「夏に青少年をまもり育てる運動」 青少年非行防止街頭キャンペーン 参加者を縮小し実施 (3会場：イオン焼津店、 MEGA ドン・キホーテ UNY 大覚寺 店、 マックバリューグランリバーオー大井川店) ・ 7月 21 日 (金) 午後 7 時～9 時 県内一斉夏季少年補導・立入調査実施 (市内 10 地区)

期日	事業概要
7月～2月	<p>「令和5年度焼津市明るい街づくり推進事業」</p> <p>会場 市内13地区（第1～第5自治会、大村・豊田・小川・東益津・大富・和田・港・大井川地区）</p> <p>内容 青少年の非行防止と更正の援助、暴力追放、交通事故撲滅、防犯及び人権啓発の諸活動を推進し、明るく住みよい街づくりを進めるため、焼津市自治会連合会に委託して、地域分散方式により実施。</p>
12月15日（金）	<p>県内一斉冬季少年補導実施（市内10地区）</p> <p>社会環境実態調査実施</p> <p>焼津市・焼津市教育委員会・焼津市補導員・焼津警察署ほか</p>
2月1日（木）	<p>「令和5年度第2回焼津市青少年問題協議会」開催</p> <p>会場 焼津市役所 大会議室1B</p> <p>内容 令和4年度青少年健全育成の取組みについて</p>
2月14日（水）	<p>「令和5年度焼津市子ども・若者支援地域協議会実務者会議」開催</p> <p>会場 焼津市役所 5A会議室</p> <p>内容 各構成機関等における子ども・若者（15歳から40歳未満）への関わりについて（情報交換）</p> <p>最近の雇用情勢（ハローワーク焼津）</p>

◎通年活動

- ・ 街頭補導活動・・各10地区補導員143人
- ・ 環境浄化活動
　焼津市内カラオケ・ゲームセンター等遊技場・海岸・公園などの巡視、社会環境実態調査
- ・ 青少年教育相談業務・・相談員2人
　情緒・性格、不登校やいじめ等に関する面接・電話・メール相談

令和5年度 学校における「子ども見守り隊」等の活動 ＜ 市内小学校 ＞

	名称	人数	構成メンバー	活動内容	設置
焼津東小	黒潮つ子見守り隊	30人位	保護者、祖父母 PTA運営委員 地域住民 (自治会役員含む)	・下校時にあわせて、散歩、買い物をしながらあいさつや声かけをする。 ・登校時に児童への声かけ、見守りをする。 ・子供会ごと通学路安全点検を実施する。	平成17年 6月より
焼津西小	児童見守り隊	約30人	保護者、祖父母 地域住民 (自治会役員含む) PTA役員	・登下校時の児童への声かけ、見守り、パトロール、一緒に歩く等。 ・PTA危機管理特別委員会が中心になり、児童見守り隊の連絡会を実施する。 ・通学路の危険箇所を確認する。 ・「絆通信」の発行	平成17年 6月より
焼津南小	南っ子の 安全守り隊	33人	地域住民 (自治会役員含む) 保護者	・下校時刻にあわせ散歩、立ち話をしながらあいさつや声かけを行う。 ・下校時刻に通学路に立ち、あいさつや見守り活動を行う。 (腕章、ベスト、ジャンパー等を配布)	平成17年 11月下旬より
豊田小	A 学校安全協力員 B 子ども見守り活動員 C PTA育成部	A 24人 B 19人 C 34人	自治会役員、会員 保護者	・登下校時にベストを着て、学区周辺で児童の安全を見守る。 ・懇談会を開き情報交換を行う。 ・気になる情報の提供を行う。	平成17年 A 9月1日 B 12月9日より
小川小	スクールパートナー 11自治会子ども見 守り隊	約100人	スクールパートナー PTA 地域住民 教職員	・登下校の時間帯と下校後に安全パトロールを行う。 ・子供会では通学路の安全チェックを行う。 ・学校で、安全・防犯、読み聞かせ、園芸、パソコン、クラブ支援ベルマーク支援などの支援をするスクールパートナーの募集。	平成18年 1月より
東益津小	安全パートナー	約20人	地域住民 児童の祖父母	・登下校時の児童への声掛け、見守り、パトロール。 ・日中、校内外の見回り。 ・校外活動時の児童見守り。 ・生活科等学習の補助・協力 ・校地設備等の修繕等の協力	平成17年 1月より
大富小	①焼津市立大富 小学校児童見守り 隊 ②PTA・子供会の 取組	①約30人 ②約10人	①児童の祖父母 ①地域住民 ①民生委員 ①JA大井川職員 ②PTA総務・各部	・登下校時にあわせて帽子やベストを身に付け、交差点や自宅周辺で登下校の様子を見守る。 ・教職員、親子、PTA、子ども会で通学路の危険箇所を確認する。 ・年に1回総会を開催し、情報交換を行う。	平成17年 7月より
和田小	和田地区児童生 徒見守り隊	約50人	保護者(PTA役員) (育成会役員) 地域住民	・登下校時、学校周辺や通学路を見回り、声かけ・見守りをしている。 ・都合のつく時間に自宅近辺を見回る。 ・不審者発見時の連絡を行う。	平成17年 9月より
港小	港っ子見守り隊 育成会子供育成部	20人位 20人位	地域住民・保護者 保護者	・登下校に合わせて、帽子・ベストを着用し、通学路等での児童の安全を守る。 ・都合のつく時間に自宅周辺を見守る。 ・集団下校訓練の際、子どもたちに付き添い、通学路の安全点検を行う。 ・「子どもを守る家」の確認と新規募集を行う。	平成18年 6月より 平成17年 9月より
黒石小	黒石小学校こども 見守り隊	45人	地域住民 (民生委員を含む) 保護者	・登下校にあわせてベストや帽子をつけ、自宅前、散歩等で通学路を見守ったり、通学路に出て、旗振りを行ったりする。	平成17年 6月より
大井川東小	静浜っ子見守り隊	32人	地域住民 保護者 児童の祖父母等	・登下校時、帽子・ベストを着用し、児童と一緒に歩いたり、危険箇所に立って見守ったりする。 ・登下校にあわせて、通学路のパトロールや声かけを行う。	平成17年 12月より
大井川西小	大井川西小見守り隊	約90人	保護者、祖父母 地域住民 自治会役員、老人会 子供会育成者 地域安全推進員等	・登下校時、通学路に立ち、子どもへの声かけ・見守りを行う。 ・下校時にあわせて、通学路のパトロールや声かけを行う。	平成18年 3月より
大井川南小	南っ子見守り隊 PTA・子ども会の 取組	22人 66人	地域住民 PTA安全指導部 PTA校外生活部、 PTA総務、教職員	・登下校時の児童への声かけ、見守り、パトロール等を行う。 ・黄色のベストと帽子を着用して活動する。 ・「子どもを守る家」への依頼やお礼、通学路のチェック、月2回、通学路での旗振り、声かけ、あいさつ運動等を行う。	平成17年 12月より

令和5年度 学校における「子ども見守り隊」等の活動 〈 市内中学校 〉

	名称	人数	構成 メンバー	活動内容	設置
焼津中	朝のあいさつ運動	65人	PTA校外指導部 PTA総務役員 教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回、登校時刻に学校周辺、校門等であいさつ運動を兼ねて、安全確保に努めている。 ・夏休み期間に、午後7時より夜間巡視活動を行う。 ・部活動終了後、教職員で下校の見守りをする。 	平成17年4月末より
大村中	生徒を見守る活動	390人 (PTA366人) (職員24人)	全保護者、教職員 (不審者情報メール)	<p>○あいさつ運動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が交代であいさつ運動を行い、生徒の登校時の安全確保に努める。 ※学校後援会・PTAによる不審者情報メール配信システムがある。 	平成17年度より
豊田中	豊田中学校健全育成部	16人 30人	PTA健全育成部員 教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・朝夕における通学路の街頭指導、声かけ安全パトロールを行う。 ・危険箇所、不審者情報の提供を行う。 	平成17年9月1日
小川中	小川子ども安全推進委員会	70人 310人 20人	自治会長 地域安全推進委 全保護者 教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会でボランティアを募り、「軒先運動」を推進する。 ・登下校の時間帯に緑のベストを着て見守りをする。 ・校門等であいさつ運動を兼ねて安全確保に努める。 ・下校時、通学路の巡視を行い、生徒の安全を図る。 	平成18年1月より
東益津中	夜間見守り	30人	PTA健全育成部 補導員、教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休業等での夜間巡視活動を行う。虚空蔵尊縁日は検討中 	平成17年9月より
大富中	安全見守りパトロール	16人	PTA学年部員 PTA総務委員	<ul style="list-style-type: none"> ・下校時刻に、学区内を5コースに分け、2人1組で45分、主に徒步で巡回する。 ・学校を出発点とし、下校時間に合わせて行う。 ・防犯用ジャケットを着用する。 ・5月から11月まで(8月を除く)の6ヶ月間で6回実施する。 	平成18年度より
	大富地区児童生徒見守り隊	36人	民生児童委員 主任児童委員 警察協助員	<ul style="list-style-type: none"> ・朝夕に交通安全、犯罪抑止のために通学路を巡視する。 ・登下校時に各家庭の周辺で声かけ活動を行う。 	平成17年7月より
和田中	和田地区児童生徒見守り隊	50人	地域住民 老人会 保護者(PTA役員)	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校時、学校周辺や通学路を見回り、声かけ・見守りをしている。 ・都合のつく時間に自宅近辺を見回る。 ・不審者発見時の連絡を行う。 ・8月にあおい莊祭りで巡視する。 	平成17年9月7日
港中	朝のあいさつ 夜間見回り 部活後の見回り	273人 8人	全保護者 PTA健全育成部	<ul style="list-style-type: none"> ・活動期間をクラスごと決め、年に一度保護者が参加し、玄関前と生徒昇降口前で、7:45～8:05まであいさつ運動を行う。 ・夏休み午後8～9時PTA健全育成部員が学区の見回りをする。 	「あいさつ」は平成14年度より
大井川中	交通安全指導・ あいさつ運動	30人	PTA健全育成担当	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA役員が必要に応じてあいさつ運動、見守りを行う。 ・教職員が朝の登校時、下校時に見守りをする。 	平成17年度より

情報教育の推進について

○情報モラル指導カリキュラム（焼津市版）を活用して、全小中学校で授業の年間計画の中に「情報モラルに関する指導」を位置づける。

○専門家によるネットパトロールと情報モラル講座、啓発動画の視聴を実施する。

焼津市いじめ防止等対策事業の一環として、市内全小中学校を対象に実施する。

①ネットパトロール

専門家によるインターネットの監視を行い、学校等へ情報提供することにより、問題の早期発見、早期対応を促進するとともに、ネットトラブルによる生徒指導上の諸問題の抑止及び解消を図る。

②情報モラル講座

児童生徒、保護者、教員が、インターネットの実態や問題点についての知識及び必要な対策について専門家から学ぶことにより、ネットトラブルの未然防止を図る。

各中学校区で年間1回実施。内容や対象は各中学校区の実態に合わせて実施。

学校名	確定日	時間	対象者	受講者数
東益津中学校	2023年5月29日 月曜日	11：15～12：00	2年生	76名
港小学校	2023年6月13日 火曜日	13：20～14：05	5年児童	94名
大村中学校	2023年6月29日 木曜日	11：40～12：40	全校生徒・職員	420名
焼津中学校	2023年7月3日 月曜日	13：45～14：35	全校生徒	340名
和田小学校	2023年9月19日 火曜日	午前中	全校児童 (学年毎に3コマ)	299名
豊田中学校	2023年11月16日 木曜日	14：40～15：30	全校生徒	478名
大井川中学校	2024年2月14日 水曜日	11：35～12：25	2年生生徒・職員	207名
小川小学校	2023年7月7日 金曜日	14：15～15：00	5年生児童	117名
大富中学校	2023年10月20日 金曜日	13：30～14：30	2年生生徒・職員	236名

③情報モラル啓発動画

保護者の方を対象に、10分程度の動画を視聴し、情報モラルやリテラシーを身に付けていただき、お子様と共にインターネットを一因とした問題行動の未然防止をする。また、インターネットについての知識及び必要な対策について啓発する。